

平成 25 年 9 月 1 日 認可  
平成 26 年 5 月 16 日 変更認可  
平成 29 年 4 月 19 日 変更認可  
平成 30 年 4 月 25 日 変更認可  
平成 31 年 4 月 24 日 変更認可  
令和 3 年 4 月 30 日 変更認可

(目的)

第 1 条 この規則は、鏡川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた第五種共同漁業権内共第512号に係る漁場の区域内において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うなぎ、こい、あまご及びもくずがにに限る。第 5 条において同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務等)

第 2 条 この漁場の区域内において、友釣り、ぎじ釣り、えさ釣り、しゃくり漁、徒手採捕、すくい網、金突（つんがけを含む。）、玉掛け、ひご釣り、さお漁、は具、うなぎうえ、はえ縄、石ぐろ又はかに籠によって遊漁を行おうとする者は、あらかじめ第 6 条第 1 項又は第 2 項に規定する遊漁料を組合に納付しなければならない。

2 この漁場の区域内において、次の表に掲げる漁具漁法により遊漁を行おうする者は、あらかじめ当該漁具漁法に関する事項を記載した遊漁承認申請書を組合に提出して、その承認を受けなければならない。

魚種	漁具漁法
あゆ こい	と網 なげ網 大正網

3 前項の承認を受けた者は、第 6 条第 3 項に規定する特別遊漁料を組合に納付しなければならない。ただし、こいを対象とする遊漁については、特別遊漁料を免除する。

(遊漁の制限)

第 3 条 遊漁者は、前条第 1 項及び第 2 項に規定する漁具漁法以外の漁具漁法による遊漁を行ってはならない。

(漁具漁法等の制限)

第 4 条 次の表の左欄に掲げる漁具漁法による遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる規模等で行ってはならない。

漁具漁法	規模等
友釣り	使用するハリスの長さは20センチメートル以下、ハリの総数は4本以下とす

	ること。
ぎじ釣り	ぎじバリ以外のハリを使用しないこと。
えさ釣り	赤アミ、川アミ、集魚剤、あゆ養殖用餌料及びアンドンを使用しないこと。
しゃくり漁	6月1日から7月31日までの間は、顔面に密着し、又は口でくわえる箱ビンを使用しないこと。
玉掛け	使用するハリの総数は、4本以下とし、直径4センチメートル以下のイカリバリとすること。
うなぎうえ	10個以内とすること。
かに籠	縦、横及び高さを合計した寸法が150センチメートル以下のもので5個以内とし、かに籠ごとに組合が発行する漁具標識を付けること。
と網	網口周囲は37.5メートル以下とし、しゃくり漁、金突（つんがけを含む。）又は玉掛けを併用しないこととし、こいを対象とする遊漁の網目は101ミリメートル以上（4節以下）のもの及びあゆを対象とする遊漁の網目は28ミリメートル以上（12節以下）のものとし、あゆを対象とする遊漁では船舶を使用しないこと。
なげ網	高さ75センチメートル以下、浮子側の長さは26メートル以下のものとし、しゃくり漁、金突（つんがけを含む。）又は玉掛けを併用しないこととし、こいを対象とする遊漁の網目は101ミリメートル以上（4節以下）のもの及びあゆを対象とする遊漁の網目は28ミリメートル以上（12節以下）のものとし、あゆを対象とする遊漁では船舶を使用しないこと。
大正網	高さ75センチメートル以下、浮子側の長さは10メートル以下のものとし、しゃくり漁、金突（つんがけを含む。）又は玉掛けを併用しないこととし、こいを対象とする遊漁の網目は101ミリメートル以上（4節以下）のもの及びあゆを対象とする遊漁の網目は28ミリメートル以上（12節以下）のものとし、あゆを対象とする遊漁では船舶を使用しないこと。

2 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内でなければ行ってはならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	友釣り	鏡川本流の鏡多目的えん堤から下流	6月1日から

ぎじ釣り 徒手採捕 すくい網	の区域。ただし、鏡川支流吉原川の 小川口合流点から上流の区域を除 く。	10月15日まで 及び12月1日 から同月31日 まで。ただ し、日没から 日の出までの 間を除く。
	鏡川本流の鏡多目的えん堤から上流 の区域	7月1日から 12月31日ま で。ただし、 日没から日の 出までの間を 除く。
	鏡川支流吉原川の小川口合流点上流 標識から上流の区域	7月1日から 10月15日まで 及び12月1日 から同月31日 まで。ただし、 日没から日の 出までの間を 除く。
えさ釣り	鏡川本流のカジヤ下から下流の区 域。ただし、同川の廓中ぜき下の禁 漁区標識から紅葉橋まで及びトリム 公園前潮受けぜきの禁漁区標識から 真土場の標識までの区域を除く。	8月1日から 10月15日まで 及び12月1日 から同月31日 まで。ただし、 日没から日の 出までの間を 除く。
しゃくり漁 玉掛け と網 なげ網	鏡川本流の鏡多目的えん堤から下流 の区域。ただし、同川の鏡多目的え ん堤から城の平橋までの区域（鏡川 支流吉原川を含む。）、廓中ぜき下の 禁漁区標識から紅葉橋まで及びトリ ム公園前潮受けぜきの禁漁区標識か ら真土場の標識までの区域並びに天	6月1日から 10月15日まで 及び12月1日 から同月31日 まで。ただし、 日没から日の 出までの間を

	ヶ滝及び大淵を除く。	除く。
	鏡川本流の鏡多目的えん堤から上流の区域。ただし、同川の同川と東川川との合流点から鏡川本流と高川川との合流点までの区域を除く。	7月1日から12月31日まで。ただし、日没から日の出までの間を除く。
	鏡川本流の同川と東川川との合流点から鏡川本流と高川川との合流点までの区域。	9月16日から12月31日まで。ただし、日没から日の出までの間を除く。
	鏡川支流吉原川の小川口合流点から上流の区域。ただし、同川のアオギの淵からミヤノえん堤までの区域及びジャドウの淵、同川支流的淵川の合流点標識から同川と同川支流梅ノ木川との合流点までの区域並びに同川の同川と鏡川支流吉原川支流的淵川との合流点から去坂橋までの区域を除く。	7月1日から10月15日まで及び12月1日から同月31日まで。ただし、日没から日の出までの間を除く。
	鏡川支流吉原川のアオギの淵からミヤノえん堤までの区域、ジャドウの淵及び牛鬼下流標識から城の平橋までの区域、同川支流的淵川の合流点標識から同川と同川支流梅ノ木川との合流点までの区域並びに同川の同川と鏡川支流吉原川支流的淵川との合流点から去坂橋までの区域	8月1日から10月15日まで及び12月1日から同月31日まで。ただし、日没から日の出までの間を除く。
金突（つんがけを含む。）	鏡川本流の江の口ぜきから上流の区域。ただし、同川の鏡多目的えん堤から牛鬼まで及び同川と東川川との合流点から鏡川本流と高川川との合流点までの区域並びに天ヶ滝及び大	8月1日から10月15日まで。ただし、日没から日の出までの間を

		<p>淵並びに鏡川支流吉原川の小川口合流点から下流の区域を除く。</p>	<p>除く。</p>
		<p>鏡川本流の同川と東川川との合流点から鏡川本流と高川川との合流点までの区域</p>	<p>9月16日から10月15日まで。ただし、日没から日の出までの間を除く。</p>
	大正網	<p>鏡川本流の江の口ぜきから牛鬼下流標識までの区域。ただし、同川为天ヶ滝及び大淵を除く。</p>	<p>8月1日から10月15日まで。ただし、日没から日の出までの間を除く。</p>
うなぎ	<p>すくい網 ひご釣り さお漁 は具 うなぎうえ はえ縄 石ぐる</p>	<p>第五種共同漁業権内共第512号に係る漁場の全区域</p>	<p>4月1日から9月30日まで</p>
	金突	<p>鏡川本流の江の口ぜきから上流の区域。ただし、同川の鏡多目的えん堤から牛鬼まで及び同川と東川川との合流点から鏡川本流と高川川との合流点までの区域並びに天ヶ滝及び大淵並びに鏡川支流吉原川の小川口合流点から下流の区域を除く。</p>	<p>8月1日から9月30日まで。ただし、日没から日の出までの間を除く。</p>
		<p>鏡川本流の同川と東川川との合流点から鏡川本流と高川川との合流点までの区域</p>	<p>9月16日から同月30日まで。ただし、日没から日の出までの間を除く。</p>

こい	すくい網 さお漁 と網 なげ網 大正網	第五種共同漁業権内共第512号に係る漁場の全区域	1月1日から12月31日まで。ただし、日没から日の出までの間を除く。
	金突	鏡川本流の江の口ぜきから上流の区域。ただし、同川の鏡多目的えん堤から牛鬼まで及び同川と東川川との合流点から鏡川本流と高川川との合流点までの区域並びに天ヶ滝及び大淵並びに鏡川支流吉原川の小川口合流点から下流の区域を除く。	8月1日から10月15日まで。ただし、日没から日の出までの間を除く。
		鏡川本流の同川と東川川との合流点から鏡川本流と高川川との合流点までの区域	9月16日から10月15日まで。ただし、日没から日の出までの間を除く。
あまご	さお漁	第五種共同漁業権内共第512号に係る漁場の全区域	3月1日から9月30日まで。ただし、日没から日の出までの間を除く。
もくずがに	徒手採捕 かに籠		9月1日から11月30日まで

3 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、同表のイ欄に掲げる区域内及び同表のウ欄に掲げる期間内に遊漁を行ってはならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
あゆ あまご こい	鏡川本流の鏡多目的えん堤上流端から下流306メートルまで、朝倉ぜき上流端の上流15メートルから下流30メートルまで、江の口ぜき上流端の上流15メートルから下流33メートル	1月1日から12月31日まで

うなぎ もくずがに	まで、鏡川ぜき上流端の上流15メートルから下流30メートルまで、廊中ぜき上流端の上流15メートルから下流30メートルまで及びトリム公園前潮受けぜき上流端の上流15メートルから下流20メートルまでの区域	
--------------	--	--

4 第2項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、同表のイ欄に掲げる区域内及び同表のウ欄に掲げる期間内に遊漁を行ってはならない。ただし、当該区域については、組合が標識により標示するものとする。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
あゆ	鏡川本流の鏡多目的えん堤から弘瀬橋までの区域内において産卵保護のため組合が別に定める区域	9月16日から12月31日までの間において組合が別に定める期間
	鏡川本流の廊中ぜき下から下流の区域内において産卵保護のため組合が別に定める区域	10月1日から12月31日までの間において組合が別に定める期間

(全長等の制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる水産動物については、それぞれ同表の右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

魚種	大きさ
あゆ	全長10センチメートル以下
うなぎ	全長21センチメートル以下
こい	全長15センチメートル以下
あまご	全長10センチメートル以下
もくずがに	甲幅5センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付の方法等)

第6条 第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、鏡川漁業協同組合事務所(高知市鏡川町104番地<sup>6</sup>)又は組合が指定する場所において納付するときの遊漁料の額は、次の表

に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において指導員に納付するときの遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額に1日遊漁料にあつては1,000円を、1年遊漁料にあつては2,000円を加算して得た額とする。

魚種	漁具漁法	1日遊漁料	1年遊漁料
あゆ	友釣り ぎじ釣り えさ釣り 徒手採捕	2,000円	6,000円
	しゃくり漁 すくい網 金突（つんがけを含む。） 玉掛け	設定なし	
うなぎ	すくい網 金突 ひご釣り さお漁 は具 うなぎうえ はえ縄 石ぐる		
こい	金突 すくい網 さお漁 と網 なげ網 大正網	無料	無料
あまご	さお漁	2,000円	6,000円
もくずがに	徒手採捕 かに籠	設定なし	

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者に係る遊漁料の額は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

遊漁者	1年遊漁料
中学生以下の者	無料
高校生である者	500円
肢体不自由者 70歳以上の者 女性（中学生以下の者及び高校生である者を除く。）	3,000円

3 第2条第2項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合の特別遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとする。

魚種	漁具漁法	特別遊漁料（1年）
あゆ こい	と網 なげ網 大正網	7,000円（80歳以上の者にあつては、4,000円）

4 前2項に規定する遊漁料又は特別遊漁料は、鏡川漁業協同組合事務所（高知市鏡川町104番地 [6](#)）又は組合が指定する場所において納付しなければならない。

5 第1項の規定にかかわらず、第3項に規定する特別遊漁料を納付した者は、第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁を行うことができる。

6 第1項から第3項までに規定する遊漁料又は特別遊漁料の1年とは、3月1日から翌年の2月末日までとする。

7 遊漁者は、第1項から第3項までに規定する遊漁料又は特別遊漁料のほかに、かに籠1個につき1,000円の漁具標識代を別に納付しなければならない。

8 遊漁者（こいを対象とする遊漁を行う者に限る。）は、すくい網、と網、なげ網又は大正網による遊漁を行う場合において、船舶を使用するときは、第1項から第3項までに規程する遊漁料又は特別遊漁料のほかに、1隻につき2,000円を別に納付しなければならない。

9 組合は、資源の保護増殖のための調査研究又は漁業振興のためのイベントに係る者については、第1項から第3項まで及び前2項に規定する遊漁料、特別遊漁料、漁具標識代等を減免することができる。

（遊漁承認証の交付等）

第7条 組合は、第2条第1項若しくは第3項の規定により遊漁料若しくは特別遊漁料の納付を受けたとき又は特別の理由により同条第1項に規定する漁具漁法による遊漁について承認したときは、当該遊漁者に遊漁承認証を交付するものとする。

2 組合は、第2条第1項又は第2項に規定する漁具漁法による遊漁について、高知県内水面漁業協同組合連合会に遊漁承認証の発行に係る権限の一部を委任することができる。

- 3 遊漁者は、遊漁を行うときは、遊漁承認証を携行しなければならない。
- 4 遊漁者は、指導員から要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。
- 5 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第8条 遊漁者は、相互に適当な距離を保つ等他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

- 2 遊漁者は、指導員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

(指導員)

第9条 指導員は、この規則を励行するため必要な指示をすることができる。

- 2 指導員は、指導員証を携帯し、かつ、指導員であることを表示する腕章又は帽子を着けるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合においては、当該遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年9月1日から施行する。  
この規則は、平成26年5月1日から施行する。  
この規則は、平成29年5月1日から施行する。  
この規則は、平成30年5月1日から施行する。  
この規則は、平成31年5月1日から施行する。  
この規則は、平成32年1月1日から施行する。

この規則は、令和3年5月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に従前の規則の規定により交付された遊漁承認証は、その有効期間に限り、第7条第1項の規定により交付された遊漁承認証とみなす。